「都立公園のスポーツ施設におけるキャッシュレス決済事業」に係る誓約書

令和　　年　　月　　日

東京都建設局長　殿

「都立公園のスポーツ施設におけるキャッシュレス決済事業」へ応募するに当たり、下記の事項について誓約します。

記

１　次のすべての項目を満たします。

（１）地方自治法施行令（昭和26年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（２）東京都競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱（平成18年４月１日付17財経総第1543号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（４）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（５）東京都契約関係暴力団対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第５条第１項に基づく排除措置期間中でないこと。

２　次に掲げる全ての事項について遵守します。

（１）応募に係る費用を全て負担すること。

（２）提出書類を作成するにあたり、都から提供を受けた資料は、公表されているものを除き、第三者への開示、転載、掲載を行わないこと。

（３）提案が採用された場合、都と綿密な連絡・調整を行い、本事業の目的を十分反映すること。

３　提出する全ての書類に一切の虚偽はありません。

４　そのほか、募集要領の全てを理解し、その内容について同意します。

５　決済事業の協力者に選定された場合は、都が用意する次に掲げるすべての事項を含む協定を都及び徴収事務受託者と締結します。その上で、徴収事務受託者と加盟店契約を締結します。

（１）実施計画に関すること

（２）運営体制に関すること

（３）個人情報の保護に関すること

（４）秘密保持に関すること

（５）誓約書の遵守に関すること

６　協定の締結後に１から５までに関して虚偽が判明した場合、決済事業の中止など、都からの指示を無条件に受け入れます。

　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印